

令和4年2月9日

羽島市長 松井 聡 様

羽島市上下水道事業経営審議会  
会長 李 富生

## 下水道使用料等の適正水準の確保について（答申）

当審議会に対し諮問のありました「下水道使用料等の適正水準の確保」について、下水道事業の今後の経営状況や下水道使用者の負担を総合的に勘案した結果、別紙に示す結論に至りましたので答申します。

今後は本答申の趣旨に基づき、市民の理解を得ながら、下水道使用料等の適正化がなされることを要望します。

別紙

## 下水道使用料等の適正水準の確保について

令和4年2月

羽島市上下水道事業経営審議会

## はじめに

羽島市の下水道事業は、平成3年度の整備着手以来30年が経過し、更なる施設の整備に加えて、維持管理に要する経費の増加が見込まれる一方で、下水道使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により減少傾向となることが予測されている。

下水道事業においては、汚水処理に係る費用を受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされている。しかし、今回の使用料算定にあたり令和3年度から7年度までの5年間の使用料収入を見込んだところ、経費回収率は74%と推計され、今後も汚水処理に係る費用の不足分は、一般会計からの繰入金で賄わざるを得ない状況にある。

一般会計は下水道処理区域外の市民からの市税も財源としており、繰入金を受けることは費用負担のあり方や公平性の観点から問題がある。加えて、羽島市の財政は、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応などにより、以前にも増して厳しい状況にある。今後も継続して繰入金を受けられる保証はなく、繰入金に依存した経営を早急に見直す必要がある。

そこで、当審議会では、下水道使用料等の見直しは先送りできない重要課題であるとの認識に立ち、事業経営の将来を見据えた慎重な審議を行った。今後も経費削減や効率化などの経営努力を継続することが前提となるが、諮問事項である「下水道使用料等の適正水準の確保」について、ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添える。

## 答申事項

### 1. 下水道使用料の適正化について

羽島市の下水道使用料は、平成12年の供用開始以来、20年以上に渡って据え置かれてきた。現在の使用料2,150円/20<sup>m</sup>は県内で最も低く、国が要請する3,000円/20<sup>m</sup>をも大きく下回っている。

下水道事業における受益者負担の原則や、汚水処理に係る費用を一般会計からの繰入金で賄っている現状を踏まえると、使用料の適正化が必要であると考えられる。

しかし、今回の令和3年度から7年度までの使用料算定見込みにおいては、使用料不足額が約5億円と推計され、一度の改定で使用料不足を改善しようとする場合、大幅な改定率となる。そこで、改定にあたっては、使

用者負担への影響を十分に考慮する必要がある。

以上のことから、当審議会では、別添「下水道使用料改定表」のとおり改定することが妥当であると判断する。なお、改定時期については、使用者への周知期間等も考慮し、慎重に検討されたい。

## 2. 受益者負担金報奨金制度のあり方について

受益者負担金の収益において、報奨金制度の実施が収納率向上に大きく寄与している状況である。

また、報奨金制度は、受益者負担金の早期確保及び納付意識の向上に貢献する制度となっていることと、受益者負担金を納付する市民の負担の公平性を確保するため、現在の事業計画区域における整備を実施する間は、報奨金制度を継続する。

ただし、新たな事業計画区域の設定等を実施する場合においては、報奨金制度は廃止とする。

## 3. 排水設備検査手数料について

民地内における排水設備が適切に整備されていることを、職員が書類審査及び現地で排水確認をしている。この確認業務には、人員確保と書類審査時間と現地確認に伴う作業時間が必要となっていることから、新たに排水設備検査手数料として1件あたり500円を徴収する。

### **附帯意見**

- (1) 下水道使用料等の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- (2) 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化及び収入の確保に努めること。
- (3) 下水道未接続者に対し、接続の理解を図る広報活動等における周知に加え、戸別訪問等を推進し、接続率の向上に努めること。

○下水道使用料改定表(税抜き)

	水量 (1 か月)	使 用 料			改定率
		現行	改定(案)	増加額	
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,100 円	1,530 円	430 円	39.09%
従量料金	10 m <sup>3</sup> を超え 1 m <sup>3</sup> あたり	105 円	147 円	42 円	40.00%

※ただし、下水道使用者への激変緩和措置として、一月当たりの水道基本料のうち430円(税抜き)を2年の間に限り減免する。

(参 考)

## 1. 審議会の審議経過

		審 議 事 項
第1回	令和3年 2月10日	・諮問 ・下水道使用料等の適正水準の確保について
第2回	令和3年 7月30日	・使用料対象経費の算定 ・使用料算定期間の設定 ・財政収支の確認 ・使用料改定の必要性の確認
第3回	令和3年 11月16日	・使用料体系の設定 ・使用料改定案の提示 ・受益者負担金報奨金制度のあり方 ・排水設備検査手数料の検討
第4回	令和4年 2月9日	・答申

## 2. 羽島市上下水道事業経営審議会委員 名簿

会 長	李 富生	(学識経験を有する者)
委 員	江崎 真理子	(学識経験を有する者)
委 員	馬場 文親	(学識経験を有する者)
委 員	神田 直子	(学識経験を有する者)
委 員	堀 善治	(学識経験を有する者)
委 員	錦野 美代子	(学識経験を有する者)
委 員	田中 元雄	(自治委員)
委 員	堀 吉隆	(自治委員)
委 員	安田 由美	(公募による者)
委 員	水谷 あゆみ	(公募による者)